

公益財団法人日本野球連盟

利益相反管理規程

第1条 目的

公益財団法人日本野球連盟（以下「本連盟」という。）は、本連盟が利益相反の管理を適切に行い、本連盟の活動が公正に行われ、社会的信頼を確保することを目的として、以下のとおり利益相反管理規程（以下「本規程」という。）を定める。

第2条 適用範囲

本規程の適用対象者は以下の役員、職員（以下「役職員等」という。）とする。

- (1) 最新版の本連盟役員名簿一覧に定める役職員
- (2) 本連盟に所属する常設委員会の委員
- (3) 前2号の他、本連盟に職務等を委嘱された者
- (4) 本連盟と契約関係が生じた専任コーチおよびスタッフ
- (5) 本連盟が規定する事務局長、事務局の職員および使用人

2 本連盟は必要に応じて、前項以外の本連盟の活動に関わる全ての者に対し、本規程の適用を求めることができるものとする。

第3条 定義

本規程において「利益相反」とは次の各号の行為をいう。原則として、行為の外形のみから判断し、また、その行為の種類を問わない。

- (1) 役職員等が、自己または第三者のために行う本連盟の事業の部類に属する取引。
- (2) 役職員等が、自己または第三者のために本連盟と直接行う取引。
- (3) 本連盟が役職員等の債務を保証すること、その他役職員等以外の者との間において、本連盟と当該役職員等との利益が相反する取引。
- (4) 役職員等が業務を行うにあたり、本連盟の利益よりも個人または団体の利益を優先すると認められる活動、寄付、またはその他の行為。
- (5) 前4号に掲げるほか、本連盟の資金分配の公益性を損なう恐れ、または社会的信頼を害する可能性がある行為。

第4条 役職員等の義務

本連盟の役員及び事務局長が、利益相反に該当する、あるいは該当する可能性がある取引を行う場合には、原則として事前に理事会の承認を得るものとする。

2 本連盟の職員、使用人、委員会委員等が利益相反に該当する、あるいは該当する可能性

がある取引を行う場合には、原則として事前に会長及び事務局長の承認を得るものとする。

3 本連盟の役職員等は、事情の変更により利益相反が生じる場合には、速やかに本連盟に報告し、その場合は第1項もしくは第2項に準じて承認を得るものとする。

第5条 適切な利益相反管理

本連盟の役職員等は、自己以外の役職員等の利益相反取引或いはその可能性がある行為を発見した場合には、速やかに本連盟のコンプライアンス委員等に報告し、本連盟において適切な利益相反取引管理が行われるよう努める。

第6条 改正

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第7条 施行

本規程は、2022年2月16日から施行する。

附則

2022年2月16日制定